Ⅰ　令和７年度就学援助制度の実施について

１．就学援助制度の周知方法

都道府県	市区町村名	（1）就学援助制度の周知方法（あてはまるもの全てに○） ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他	（2）（1）のコの内容	（3）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるもの１つに○） ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度当初から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他	（4）（3）のオの内容・補足事項	（5）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるもの全てに○） ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．就学援助システムを使って提出	ク．その他	（6）（5）のクの内容	（7）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまる全てに○） ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	（8）（7）のカの内容
61	61	50	52	30	30	50	47	61	5	4	15	15	0	1	57	0	3	3	3	34	25	0	0	0	1	3	3	35	4	21	33	4	11	11
福岡県	北九州市	○	○		○	○	○	○			○	市の公式ＬＩＮＥ、Ｘ、フェイスブックに掲載			○				○							○	申請方法は、アの「学校申請」と「直接申請」があり、直接申請の場合は各区役所の子ども・家庭相談コーナーに申請書を提出する。			○	○	○	○	市の公式ＬＩＮＥ、Ｘ、フェイスブックに掲載
福岡県	福岡市	○	○	○	○	○	○	○	○		○	給食費決定通知書や児童扶養手当決定通知書に案内チラシを同封して送付			○						○							○		○	○	○		
福岡県	大牟田市	○	○		○		○								○					○										○	○			
福岡県	久留米市	○	○		○		○								○						○							○		○	○			
福岡県	直方市	○	○	○	○	○	○	○		○					○				○									○		○	○			
福岡県	飯塚市	○	○	○	○	○	○	○									○	9月末までの申請は年度当初からの援助。10月1日から2月末までの申請は10月1日から援助する。（ただし、転入生は転入した日から）			○													○	毎年2月に各学校を通じて全児童生徒へお知らせを配布している。また、子育てガイドブックへの掲載、市HPやSNS（ライン・Twitter）を使い周知を図っている。就学時健康診断の際には、通知書に就学援助（入学前支給）のお知らせをカラー印刷したものを同封し、保育園へ同様のお知らせを掲示依頼している。
福岡県	田川市	○	○		○	○	○	○			○	進級時に教育委員会からsigfy(学校と保護者の連絡サービス)を用いて、保護者に一斉送信している。Sigfy登録のない保護者に対しては書類を配布している。また、申請状況をみながら、学校から保護者宛に再送信を行っている。			○											○	準要保護については、希望者が教育委員会に申請書を提出している。要保護については、生活支援課からの開始通知により把握するため、申請制ではない。	○			○		○	在校生には学校を通じて、就学前には就学児検診時に就学援助申請について案内を配布し、漏れなく周知をするようにしている。また、今年度申請分から、児童生徒が通知文書を保護者に渡していないことも想定されるため、sigfyで保護者のスマートフォンに送信している。
福岡県	柳川市	○	○			○	○	○							○						○							○						
福岡県	八女市	○	○	○	○	○	○	○							○					○								○			○			
福岡県	筑後市	○			○	○	○	○			○	教育委員会から送付する就学時検診（入学前）の案内に、就学援助に関する案内を同封して送付している。			○					○													○	入学前の就学時健診、心臓健診で案内、就学している児童生徒については学校配布に加え、スクールソーシャルワーカーからの配布。校納金滞納者への案内。前年度対象者に対しては学校事務と連携して未申請者への案内を行っている。
福岡県	大川市	○	○	○		○	○	○							○						○							○		○	○			
福岡県	行橋市	○	○		○		○	○							○					○											○			
福岡県	豊前市	○	○		○	○	○	○							○						○							○						

Ⅰ　令和７年度就学援助制度の実施について

１．就学援助制度の周知方法

都道府県	市区町村名	（1）就学援助制度の周知方法（あてはまるもの全てに○） ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他	（2）（1）のコの内容	（3）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるもの１つに○） ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や設定月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他	（4）（3）のオの内容・補足事項	（5）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるもの全てに○） ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．就学システムを使って提出	ク．その他	（6）（5）のクの内容	（7）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまる全てに○） ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	（8）（7）のカの内容
61	61	50	52	30	30	50	47	61	5	4	15	15	0	1	57	0	3	3	3	34	25	0	0	0	1	3	3	35	4	21	33	4	11	11
福岡県	中間市	○	○		○	○	○	○							○						○												○	世帯人員の変更があった場合に変更内容に応じて適宜、制度の案内を行っている。
福岡県	小郡市	○	○	○	○	○	○	○						○							○									○				
福岡県	筑紫野市	○	○	○	○	○		○							○				○	○	○							○						
福岡県	春日市	○	○	○	○	○	○	○			○	春日市子育てガイド「すくすく」に制度を掲載、他所官（制度）の案内文書等に掲載、窓口案内			○					○								○		○	○			
福岡県	大野城市	○	○	○	○	○	○	○							○						○					○	申請を希望する者が、市内4ヶ所に設置しているコミュニティセンターに提出。または、オンラインで申請。	○		○	○			
福岡県	宗像市	○	○		○		○	○			○	前年度の認定者に制度案内及び申請書を各戸郵送している。			○					○								○		○		○		
福岡県	太宰府市	○	○	○	○	○	○	○							○					○								○			○			
福岡県	古賀市	○	○		○	○	○	○			○	子ども家庭センター（子ども・若者相談室）が関わっている家庭に対し制度周知・申請サポートを行う。			○					○								○	○	○	○	○		
福岡県	福津市	○			○		○	○							○						○												○	(1)で回答した周知を徹底している
福岡県	うきは市	○	○			○	○	○							○						○							○		○	○			
福岡県	宮若市	○	○	○	○	○	○	○	○						○					○								○			○			
福岡県	嘉麻市	○	○			○		○							○					○									○				○	年度当初の申請期間中に、学校に対して申請者名簿を配布し、未申請者への個別対応を行っている。
福岡県	朝倉市	○	○	○	○	○	○	○							○						○								○	○	○			

都道府県	市区町村名	Ⅰ　令和７年度就学援助制度の実施について																														
		１．就学援助制度の周知方法																														
		（１）就学援助制度の周知方法 （あてはまるもの全てに○）										（２）（１）のコの内容	（３）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間 （あてはまるもの１つに○）					（４）（３）のオの内容・補足事項	（５）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法 （あてはまるもの全てに○）								（６）（５）のクの内容	（７）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫 （あてはまる全てに○）						（８）（７）のカの内容
		ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他		ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や設定月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他		ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．就学システムを使って提出	ク．その他		ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	
61	61	50	52	30	30	50	47	61	5	4	15	15	0	1	57	0	3	3	3	34	25	0	0	0	1	3	3	35	4	21	33	4	11	11
福岡県	みやま市	○		○		○	○	○							○					○								○						
福岡県	糸島市	○	○	○		○	○	○							○					○										○				
福岡県	都城川市	○	○			○	○	○							○						○										○			
福岡県	宇美町	○	○	○		○		○	○								○	1月末まで随時申請を受け付けており、当初締切(6月末日)を過ぎた申請の場合は申請月からの援助			○							○			○			
福岡県	篠栗町	○	○		○	○	○	○			○	入学通知書送付時に案内を同封。安全安心メールにて案内。			○					○					○					○	○			
福岡県	志免町	○	○	○			○	○							○					○								○						
福岡県	須恵町	○	○			○	○	○			○	各学校の安心安全メールにて、就学援助に関するチラシを児童生徒に配布している旨のお知らせを行っている。					○	申請開始日を設定し、その後は随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月翌月分から援助		○								○						
福岡県	新宮町		○				○	○							○				○									○						
福岡県	久山町			○		○	○	○			○	前年度認定者には案内を送付。			○						○							○	○	○	○			
福岡県	粕屋町	○	○	○		○	○	○							○					○								○						
福岡県	芦屋町	○	○	○		○		○							○					○								○		○	○			
福岡県	水巻町	○	○	○	○	○	○	○							○						○							○			○			
福岡県	岡垣町	○	○	○		○		○							○					○											○			

都道府県	市区町村名	Ⅰ　令和７年度就学援助制度の実施について １．就学援助制度の周知方法 （１）就学援助制度の周知方法 （あてはまるもの全てに○） ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他	（２）（１）のコの内容	（３）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間 （あてはまるもの１つに○） ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他	（４）（３）のオの内容・補足事項	（５）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法 （あてはまるもの全てに○） ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．就学援助システムを使って提出	ク．その他	（６）（５）のクの内容	（７）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫 （あてはまる全てに○） ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	（８）（７）のカの内容
61	61	50	52	30	30	50	47	61	5	4	15	15	0	1	57	0	3	3	3	34	25	0	0	0	1	3	3	35	4	21	33	4	11	11
福岡県	遠賀町	○	○		○	○		○							○					○											○			
福岡県	小竹町	○	○	○	○	○		○							○						○							○			○			
福岡県	鞍手町						○	○							○						○									○				
福岡県	桂川町	○	○	○		○	○	○		○					○					○								○						
福岡県	筑前町	○	○		○	○	○	○	○		○	・転入手続き時に住民課から案内を配布　・現年度受給者へ2学期分支給決定通知と一緒に次年度の申請書類を送付　・児童扶養手当申請時に健康課から案内を配布			○						○										○			
福岡県	東峰村		○				○	○			○	毎年度末に前年認定者に教育委員会から書類を送付			○					○											○			
福岡県	大刀洗町	○	○	○	○	○	○	○							○						○							○		○	○			
福岡県	大木町					○	○	○							○						○							○						
福岡県	広川町	○				○	○	○	○						○					○										○				
福岡県	香春町					○		○							○					○								○			○		○	毎年申請が必要なため、在校生に対して、就学援助の案内文書を全員に配布している。 また、併せて保護者連絡サービス「tetoru」でも同じ内容で配信をしている。
福岡県	添田町	○	○	○		○		○							○					○								○						
福岡県	糸田町	○	○	○		○	○	○							○					○													○	期間をあけて再周知している
福岡県	川崎町	○	○		○		○	○		○					○					○								○						

都道府県	市区町村名	Ⅰ　令和７年度就学援助制度の実施について １．就学援助制度の周知方法 （１）就学援助制度の周知方法 （あてはまるもの全てに○） ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他	（２）（１）のコの内容	（３）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間 （あてはまるもの１つに○） ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他	（４）（３）のオの内容・補足事項	（５）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法 （あてはまるもの全てに○） ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．就学システムを使って提出	ク．その他	（６）（５）のクの内容	（７）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫 （あてはまる全てに○） ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	（８）（７）のカの内容
61	61	50	52	30	30	50	47	61	5	4	15	15	0	1	57	0	3	3	3	34	25	0	0	0	1	3	3	35	4	21	33	4	11	11
福岡県	大任町		○		○		○	○							○					○								○						
福岡県	赤村			○		○	○	○							○					○													○	教育委員会が作成した保護者宛ての文書を、学校を通じて全児童生徒から保護者に対して周知している。
福岡県	福智町	○	○				○	○			○	就学児童生徒に文書で配布及び就学前児童へは就学前健診の際に文書を配布			○					○													○	毎年1～2月頃に町立学校在籍の全児童生徒へ文書を配布及び就学前児童へ就学前健診の際に文書を配布。HPや広報誌での制度の周知。
福岡県	苅田町	○	○	○				○							○						○										○			
福岡県	みやこ町	○	○	○		○	○	○			○	就学時健康診断でお知らせを配布			○						○									○	○			
福岡県	吉富町		○			○		○							○					○								○						
福岡県	上毛町		○	○	○	○		○							○					○											○			
福岡県	築上町	○	○		○	○	○	○		○	○	子育て・健康支援課の窓口にて、児童扶養手当申請時に配付。			○						○							○						
福岡県	上記外一市町村計		○			○	○	○							○					○											○			

都道府県	市区町村名	2．新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護） 令和７年７月時点の市区町村の実施（検討）状況 （あてはまるもの１つに○）																																						
		＜小学校＞（１）実施・検討状況について						＜小学校＞（２）（１）のカの内容	＜小学校＞（３）（１）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜小学校＞（４）（１）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）									＜小学校＞（５）（１）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法（あてはまるもの全てに○）											＜小学校＞（６）（５）のコの内容	＜小学校＞（７）（４）でア、イ、ウ、エに○をした場合、（入学前支給の）①周知時期、②申請期日、③（アの場合）支給時期	＜小学校＞（８）（１）でウと回答した場合の理由（あてはまるもの全てに○）						＜小学校＞（９）（８）の工及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和６年度（令和７年度新入学分）以前	イ．令和７年度（令和８年度新入学分）	ウ．令和８年度（令和９年度新入学分）以降	エ．未定	ア．８月以前	イ．９月	ウ．１０月	エ．１１月	オ．１２月	カ．１月	キ．２月	ク．３月	ケ．４月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に案内を配布	オ．学校の学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．小学校入学予定者がいる家庭へ案内を送付	コ．その他			ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他	
61	61	56	2	2	0	1	0	0	56	0	1	1	0	0	0	0	0	0	11	44	1	48	47	23	26	36	2	7	3	12	7	7	0	0	0	0	1	1	2
福岡県	北九州市	○							○											○		○	○		○						○	市の公式ＬＩＮＥ、Ｘ、フェイスブックに掲載								
福岡県	福岡市	○							○											○		○	○	○	○	○	○	○	○										
福岡県	大牟田市	○							○										○			○								○									
福岡県	久留米市	○							○											○		○	○			○				○									
福岡県	直方市	○							○											○		○	○	○	○	○		○											
福岡県	飯塚市	○							○											○		○	○		○	○													
福岡県	田川市	○							○											○		○	○								○	保護者へ送付する就学時健康診断の案内の中に就学援助の案内も同封している。								
福岡県	柳川市	○							○											○			○							○									
福岡県	八女市	○							○											○		○	○			○					○	就学時心臓検診の案内に同封して案内								
福岡県	筑後市	○							○											○		○	○		○	○				○									
福岡県	大川市	○							○											○		○	○	○		○													
福岡県	行橋市	○							○											○		○	○		○														
福岡県	豊前市	○							○											○		○	○		○	○													

都道府県	市区町村名	2．新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護） 令和７年７月時点の市区町村の実施（検討）状況 （あてはまるもの1つに○）																																					
		＜小学校＞（１）実施・検討状況について						＜小学校＞（２）（１）のカの内容	＜小学校＞（３）（１）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜小学校＞（４）（１）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）									＜小学校＞（５）（１）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法（あてはまるもの全てに○）											＜小学校＞（６）（５）のコの内容	＜小学校＞（７）（４）でア、イ、ウ、エに○をした場合、（入学前支給の）①周知時期、②申請期日、③（アの場合）支給時期	＜小学校＞（８）（１）でウと回答した場合の理由（あてはまるもの全てに○）					＜小学校＞（９）（８）の工及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和６年度（令和７年度新入学分）以前	イ．令和７年度（令和８年度新入学分）	ウ．令和８年度（令和９年度新入学分）以降	エ．未定	ア．８月以前	イ．９月	ウ．１０月	エ．１１月	オ．１２月	カ．１月	キ．２月	ク．３月	ケ．４月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に案内を配布	オ．学校の入学前説明会の際に案内で配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．小学校入学予定者がいる家庭へ案内を送付	コ．その他			ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他	
61	61	56	2	2	0	1	0	0	56	0	1	1	0	0	0	0	0	0	11	44	1	48	47	23	26	36	2	7	3	12	7	7	0	0	0	0	1	1	2
福岡県	中間市	○							○											○		○	○		○														
福岡県	小郡市	○							○										○			○	○	○	○	○													
福岡県	筑紫野市	○							○											○		○	○		○	○													
福岡県	春日市	○							○										○			○	○		○	○				○									
福岡県	大野城市	○							○										○			○	○	○	○	○													
福岡県	宗像市	○							○											○		○	○		○							○	今年度の認定者のうち、対象者がいる世帯へ制度案内及び申請書を各戸郵送している。							
福岡県	太宰府市	○							○											○		○	○	○	○	○		○											
福岡県	古賀市	○							○											○		○	○		○	○						○	子ども家庭センター（子ども・若者相談室）が関わっている家庭に対し制度周知・申請サポートを行う							
福岡県	福津市	○							○											○		○			○														
福岡県	うきは市	○							○											○		○	○			○													
福岡県	宮若市	○							○											○		○	○	○	○	○			○										
福岡県	嘉麻市	○							○											○		○	○			○				○									
福岡県	朝倉市	○							○											○		○	○	○	○	○	○												

都道府県	市区町村名	2．新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護） 令和７年７月時点の市区町村の実施（検討）状況 （あてはまるもの1つに○）																																							
		＜小学校＞（１）実施・検討状況について						＜小学校＞（２）（１）のカの内容	＜小学校＞（３）（１）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜小学校＞（４）（１）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）									＜小学校＞（５）（１）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法（あてはまるもの全てに○）											＜小学校＞（６）（５）のコの内容	＜小学校＞（７）（４）でア、イ、ウ、エに○をした場合、（入学前支給の）①周知時期、②申請期日、③（アの場合）支給時期	＜小学校＞（８）（１）でウと回答した場合の理由（あてはまるもの全てに○）						＜小学校＞（９）（８）の工及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給をおこなっておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和６年度（令和７年度新入学分）以前	イ．令和７年度（令和８年度新入学分）	ウ．令和８年度（令和９年度新入学分）以降	エ．未定	ア．８月以前	イ．９月	ウ．１０月	エ．１１月	オ．１２月	カ．１月	キ．２月	ク．３月	ケ．４月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に案内を配布	オ．学校入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．小学校入学予定者がいる家庭へ案内を送付	コ．その他			ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他	
61	61	56	2	2	0	1	0	0	56	0	1	1	0	0	0	0	0	0	11	44	1	48	47	23	26	36	2	7	3	12	7	7	0	0	0	0	1	1	2
福岡県	みやま市	○							○											○		○	○	○															
福岡県	糸島市	○							○											○		○	○	○		○				○									
福岡県	那珂川市	○							○											○		○	○			○													
福岡県	宇美町	○							○											○		○	○	○		○													
福岡県	篠栗町	○							○											○		○	○	○	○	○					○	入学通知送付時に書類を同封							
福岡県	志免町	○							○											○		○	○	○						○									
福岡県	須恵町	○							○											○		○	○							○									
福岡県	新宮町	○							○											○			○	○															
福岡県	久山町	○							○											○						○													
福岡県	粕屋町	○							○											○		○	○	○															
福岡県	芦屋町	○							○											○		○	○	○		○		○											
福岡県	水巻町	○							○											○		○	○		○	○													
福岡県	岡垣町	○							○											○		○	○	○		○				○									

都道府県	市区町村名	2．新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護） 令和７年７月時点の市区町村の実施（検討）状況 （あてはまるもの1つに○）																																						
		＜小学校＞（１）実施・検討状況について						＜小学校＞（２）（１）のカの内容	＜小学校＞（３）（１）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜小学校＞（４）（１）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）									＜小学校＞（５）（１）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法（あてはまるもの全てに○）											＜小学校＞（６）（５）のコの内容	＜小学校＞（７）（４）でア、イ、ウ、エに○をした場合、（入学前支給の）①周知時期、②申請期日、③（アの場合）支給時期	＜小学校＞（８）（１）でウと回答した場合の理由（あてはまるもの全てに○）						＜小学校＞（９）（８）の工及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和６年度（令和７年度新入学分）以前	イ．令和７年度（令和８年度新入学分）	ウ．令和８年度（令和９年度新入学分）以降	エ．未定	ア．８月以前	イ．９月	ウ．１０月	エ．１１月	オ．１２月	カ．１月	キ．２月	ク．３月	ケ．４月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に案内を配布	オ．学校入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．小学校入学予定者がいる家庭へ案内を送付	コ．その他			ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他	
61	61	56	2	2	0	1	0	0	56	0	1	1	0	0	0	0	0	0	11	44	1	48	47	23	26	36	2	7	3	12	7	7	0	0	0	0	1	1	2
福岡県	遠賀町	○							○										○			○	○		○	○													
福岡県	小竹町	○							○											○		○	○	○	○	○		○											
福岡県	鞍手町	○							○										○					○															
福岡県	桂川町	○							○												○	○	○			○		○											
福岡県	筑前町	○							○											○		○	○		○	○			○		○	・現年度受給者へ2学期分支給決定通知と一緒に次年度の申請書類一式を送付（兄弟姉妹がいる場合など）								
福岡県	東峰村			○																																	○		村独自の子育て支援金制度（小・中・高入学時）
福岡県	大刀洗町	○							○											○		○	○		○														
福岡県	大木町	○							○											○						○													
福岡県	広川町	○							○										○			○								○									
福岡県	香春町	○							○											○						○													
福岡県	添田町	○							○											○		○	○	○		○													
福岡県	糸田町	○							○										○			○	○	○		○													
福岡県	川崎町	○							○										○			○	○							○									

都道府県	市区町村名	2．新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護） 令和７年７月時点の市区町村の実施（検討）状況 （あてはまるもの１つに○）																																							
		＜小学校＞（１）実施・検討状況について						＜小学校＞（２）（１）のカの内容	＜小学校＞（３）（１）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜小学校＞（４）（１）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）									＜小学校＞（５）（１）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法（あてはまるもの全てに○）											＜小学校＞（６）（５）のコの内容	＜小学校＞（７）（４）でア、イ、ウ、エに○をした場合、（入学前支給の）①周知時期、②申請期日、③（アの場合）支給時期	＜小学校＞（８）（１）でウと回答した場合の理由（あてはまるもの全てに○）						＜小学校＞（９）（８）の工及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給をおらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和６年度（令和７年度新入学分）以前	イ．令和７年度（令和８年度新入学分）	ウ．令和８年度（令和９年度新入学分）以降	エ．未定	ア．８月以前	イ．９月	ウ．１０月	エ．１１月	オ．１２月	カ．１月	キ．２月	ク．３月	ケ．４月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に案内を配布	オ．学校入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．小学校入学予定者がいる家庭へ案内を送付	コ．その他			ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他	
61	61	56	2	2	0	1	0	0	56	0	1	1	0	0	0	0	0	0	11	44	1	48	47	23	26	36	2	7	3	12	7	7	0	0	0	0	1	1	2
福岡県	大任町		○								○																												
福岡県	赤村			○																																		○	子育て担当課より入学時に支給している子育て支援金を増額したため。
福岡県	福智町		○									○																											
福岡県	苅田町	○							○										○			○	○	○															
福岡県	みやこ町	○							○											○		○	○	○		○													
福岡県	吉富町	○							○											○			○			○													
福岡県	上毛町	○							○											○					○														
福岡県	築上町	○							○										○			○			○			○											
福岡県	郡部計～市区町村計					○																																	

都道府県	市区町村名	<中学校>（1）　実施・検討状況について						<中学校>（2）（1）のカの内容	<中学校>（3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				<中学校>（4）（1）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）										<中学校>（5）（1）でウと回答した場合の理由（あてはまるもの全てに〇）					<中学校>（6）（5）のエ及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和6年度（令和7年度新入学分）以前	イ．令和7年度（令和8年度新入学分）	ウ．令和8年度（令和9年度新入学分）以降	エ．未定	ア．８月以前	イ．９月	ウ．１０月	エ．１１月	オ．１２月	カ．１月	キ．２月	ク．３月	ケ．４月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他）	
61	61	56	2	2	0	1	0	0	56	0	1	1	0	0	0	0	0	0	11	44	1	0	0	0	1	1	2
福岡県	北九州市	○							○											○							
福岡県	福岡市	○							○											○							
福岡県	大牟田市	○							○										○								
福岡県	久留米市	○							○											○							
福岡県	直方市	○							○											○							
福岡県	飯塚市	○							○											○							
福岡県	田川市	○							○											○							
福岡県	柳川市	○							○											○							
福岡県	八女市	○							○											○							
福岡県	筑後市	○							○											○							
福岡県	大川市	○							○											○							
福岡県	行橋市	○							○											○							
福岡県	豊前市	○							○											○							

都道府県	市区町村名	<中学校>（1）　実施・検討状況について						<中学校>（2）（1）のカの内容	<中学校>（3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				<中学校>（4）（1）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）										<中学校>（5）（1）でウと回答した場合の理由（あてはまるもの全てに〇）					<中学校>（6）（5）のエ及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和6年度（令和7年度新入学分）以前	イ．令和7年度（令和8年度新入学分）	ウ．令和8年度（令和9年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他）	
61	61	56	2	2	0	1	0	0	56	0	1	1	0	0	0	0	0	0	11	44	1	0	0	0	1	1	2
福岡県	中間市	○							○											○							
福岡県	小郡市	○							○										○								
福岡県	筑紫野市	○							○											○							
福岡県	春日市	○							○										○								
福岡県	大野城市	○							○										○								
福岡県	宗像市	○							○											○							
福岡県	太宰府市	○							○											○							
福岡県	古賀市	○							○											○							
福岡県	福津市	○							○											○							
福岡県	うきは市	○							○											○							
福岡県	宮若市	○							○											○							
福岡県	嘉麻市	○							○											○							
福岡県	朝倉市	○							○											○							

都道府県	市区町村名	<中学校>（1）　実施・検討状況について						<中学校>（2）（1）のカの内容	<中学校>（3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				<中学校>（4）（1）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）										<中学校>（5）（1）でウと回答した場合の理由（あてはまるもの全てに〇）					<中学校>（6）（5）のエ及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和6年度（令和7年度新入学分）以前	イ．令和7年度（令和8年度新入学分）	ウ．令和8年度（令和9年度新入学分）以降	エ．未定	ア．８月以前	イ．９月	ウ．１０月	エ．１１月	オ．１２月	カ．１月	キ．２月	ク．３月	ケ．４月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他）	
61	61	56	2	2	0	1	0	0	56	0	1	1	0	0	0	0	0	0	11	44	1	0	0	0	1	1	2
福岡県	みやま市	○							○											○							
福岡県	糸島市	○							○											○							
福岡県	都城川市	○							○											○							
福岡県	宇美町	○							○											○							
福岡県	篠栗町	○							○											○							
福岡県	志免町	○							○											○							
福岡県	須恵町	○							○											○							
福岡県	新宮町	○							○											○							
福岡県	久山町	○							○											○							
福岡県	粕屋町	○							○											○							
福岡県	芦屋町	○							○											○							
福岡県	水巻町	○							○											○							
福岡県	岡垣町	○							○											○							

都道府県	市区町村名	<中学校>（1）　実施・検討状況について						<中学校>（2）（1）のカの内容	<中学校>（3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				<中学校>（4）（1）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）										<中学校>（5）（1）でウと回答した場合の理由（あてはまるもの全てに〇）					<中学校>（6）（5）のエ及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和6年度（令和7年度新入学分）以前	イ．令和7年度（令和8年度新入学分）	ウ．令和8年度（令和9年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他）	
61	61	56	2	2	0	1	0	0	56	0	1	1	0	0	0	0	0	0	11	44	1	0	0	0	1	1	2
福岡県	遠賀町	○							○										○								
福岡県	小竹町	○							○											○							
福岡県	鞍手町	○							○										○								
福岡県	桂川町	○							○												○						
福岡県	筑前町	○							○											○							
福岡県	東峰村			○																					○		村独自の子育て支援金制度（小・中・高入学時）
福岡県	大刀洗町	○							○											○							
福岡県	大木町	○							○											○							
福岡県	広川町	○							○										○								
福岡県	香春町	○							○											○							
福岡県	添田町	○							○											○							
福岡県	糸田町	○							○										○								
福岡県	川崎町	○							○										○								

都道府県	市区町村名	<中学校>（1）　実施・検討状況について						<中学校>（2）（1）のカの内容	<中学校>（3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				<中学校>（4）（1）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）									<中学校>（5）（1）でウと回答した場合の理由（あてはまるもの全てに〇）					<中学校>（6）（5）のエ及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和6年度（令和7年度新入学分）以前	イ．令和7年度（令和8年度新入学分）	ウ．令和8年度（令和9年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他）	
61	61	56	2	2	0	1	0	0	56	0	1	1	0	0	0	0	0	0	11	44	1	0	0	0	1	1	2
福岡県	大任町		○								○																
福岡県	赤村			○																						○	子育て担当課より入学時に支給している子育て支援金を増額したため。
福岡県	福智町		○									○															
福岡県	苅田町	○							○										○								
福岡県	みやこ町	○							○											○							
福岡県	吉富町					○																					
福岡県	上毛町	○							○											○							
福岡県	築上町	○							○										○								
福岡県	北九州市	○							○											○							

都道府県	市区町村名	3．就学援助制度の根拠規定・認定基準について																								4．就学援助率
		（1）令和7年度当初における準要保護の認定基準（該当するものの全てに○）																			（2）（1）でソ，タ又はチに○をした場合，生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）	（3）（1）でツに○をした場合，市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）	（4）（1）でトと回答した場合，その他の基準の内容	（5）補足事項	
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村税の非課税	ウ．市区町村税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪いまたは学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付	ソ．生活保護の基準額に定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	ツ．市区町村税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および目安額を（5）に記入してください。）	テ．離職や病気等の理由によって家計が急変した者	ト．その他	係数（倍率） 倍	係数（倍率） 倍			令和６年度
61	61	42	38	29	24	24	38	15	9	15	16	13	13	19	16	39	18	1	0	12	11	58	0	11	2	61
福岡県	北九州市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○			○		1				0
福岡県	福岡市	○	○		○	○	○	○							○		○				○	1		特別な事情により令和５年と比べて令和６年中の収入が減少し、収入の見込みが基準額以下の状態となるもの		0
福岡県	大牟田市															○						1				0
福岡県	久留米市	○	○		○		○										○			○		1				0
福岡県	直方市	○															○			○		1				0
福岡県	飯塚市															○						2				0
福岡県	田川市															○						1				0
福岡県	柳川市	○					○										○					1				0
福岡県	八女市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○						1				0
福岡県	筑後市															○						1				0
福岡県	大川市	○	○															○			○	1		児童扶養手当を全額受給している者。		0
福岡県	行橋市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○		1				0
福岡県	豊前市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○			児童扶養手当一部支給の所得制限限度内		0

都道府県	市区町村名	3．就学援助制度の根拠規定・認定基準について																								4．就学援助率
		（1）令和7年度当初における準要保護の認定基準（該当するものの全てに○）																			（2）（1）でソ，タ又はチに○をした場合，生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）	（3）（1）でツに○をした場合，市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）	（4）（1）でトと回答した場合，その他の基準の内容	（5）補足事項	
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村税の非課税	ウ．市区町村税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪いまたは学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付金	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	ツ．市区町村税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および目安額を（5）に記入してください。）	テ．離職や病気等の理由によって家計が急変した者	ト．その他	係数（倍率）	係数（倍率）			令和６年度
61	61	42	38	29	24	24	38	15	9	15	16	13	13	19	16	39	18	1	0	12	11	58	0	11	2	61
福岡県	中間市	○	○	○		○	○			○	○	○	○	○		○				○	○	1		国民年金の掛け金の減免、世帯構成貸付補助金による貸し付け、保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者または職業安定者登録日雇い労働者		0
福岡県	小郡市		○				○										○			○		1				0
福岡県	筑紫野市	○	○	○			○										○					1				0
福岡県	春日市	○	○				○										○					1				0
福岡県	大野城市	○	○	○			○										○					1				0
福岡県	宗像市															○						1				0
福岡県	太宰府市	○	○	○			○														○			市民税所得割額の合計額が認定基準額以下である者		0
福岡県	古賀市		○				○									○					○	1		当該年度において失業等で世帯の経済状況が急変した際に当該年度の収入が生活保護基準額の1.3倍以内と認められる場合		0
福岡県	福津市															○						1				0
福岡県	うきは市	○	○	○	○		○							○		○				○		1				0
福岡県	宮若市																○					2				0
福岡県	嘉麻市	○														○				○	○	2		・当該年度において、児童、生徒又は入学予定者の世帯の主たる生計維持者が失業した等の理由により家計の状況が急変した保護者からの申立書（「就学援助申請についての申立書」をいう。）に基づき、援助が必要であると嘉麻市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認めた者 ・学校長の意見書に基づき、教育委員会が援助の必要性を認めた者		1
福岡県	朝倉市	○														○					○	1		申請年度又はその前年度において、主たる生計維持者の失職等により家計が困窮した者		0

都道府県	市区町村名	3．就学援助制度の根拠規定・認定基準について																								4．就学援助率
		（1）令和７年度当初における準要保護の認定基準（該当するものの全てに○）																				（2）（1）でソ，タ又はチに○をした場合，生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）	（3）（1）でツに○をした場合，市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）	（4）（1）でトと回答した場合，その他の基準の内容	（5）補足事項	
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村税の非課税	ウ．市区町村税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪いまたは学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	ツ．市区町村税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および目安額を（5）に記入してください。）	テ．離職や病気等の理由によって家計が急変した者	ト．その他	係数（倍率）	係数（倍率）			令和６年度
																						倍	倍			
61	61	42	38	29	24	24	38	15	9	15	16	13	13	19	16	39	18	1	0	12	11	58	0	11	2	61
福岡県	みやま市																○					1				0
福岡県	糸島市	○	○	○			○									○						1				0
福岡県	那珂川市	○	○	○			○							○			○			○		1				0
福岡県	宇美町	○	○	○		○	○			○	○				○	○						1			個別の所得合計から社会保険料・生命保険料・地震保険料を差し引いた所得金額の合計金額で算定している。	0
福岡県	篠栗町	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○						1				0
福岡県	志免町	○	○	○	○	○	○			○	○					○						1				0
福岡県	須恵町	○	○	○	○	○	○	○						○		○					○	1		・世帯更生貸付補助金による貸付け　　・その他、学校長が、特に必要と認める者		0
福岡県	新宮町	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○					○	1		その他教育委員会が特に必要と認める者		0
福岡県	久山町	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○	○	○						1				0
福岡県	粕屋町	○	○	○		○	○	○						○	○	○						1				0
福岡県	芦屋町															○						1				0
福岡県	水巻町	○															○					1				0
福岡県	岡垣町	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○				○		1				0

都道府県	市区町村名	3．就学援助制度の根拠規定・認定基準について																								4．就学援助率
		（1）令和7年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																				（2）（1）でソ，タ又はチに○をした場合，生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）	（3）（1）でツに○をした場合，市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）	（4）（1）でトと回答した場合，その他の基準の内容	（5）補足事項	
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村税の非課税	ウ．市区町村税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	ツ．市区町村税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および目安額を（5）に記入してください。）	テ．離職や病気等の理由によって家計が急変した者	ト．その他	係数（倍率）	係数（倍率）			令和６年度
		倍	倍																							
61	61	42	38	29	24	24	38	15	9	15	16	13	13	19	16	39	18	1	0	12	11	58	0	11	2	61
福岡県	遠賀町		○														○					1				0
福岡県	小竹町	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○						2				0
福岡県	鞍手町	○	○	○	○		○									○						2				0
福岡県	桂川町																○					2				0
福岡県	筑前町	○	○		○		○									○				○		1				0
福岡県	東峰村	○	○	○		○	○					○	○	○		○						1				0
福岡県	大刀洗町	○			○	○	○									○				○		1				0
福岡県	大木町	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○			○					1				0
福岡県	広川町																○					1				0
福岡県	香春町															○						1				0
福岡県	添田町																○					1				0
福岡県	糸田町	○	○				○									○						1			児童扶養手当受給者は1.3倍	0
福岡県	川崎町															○						1				1

都道府県	市区町村名	3．就学援助制度の根拠規定・認定基準について																								4．就学援助率
		（1）令和７年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																				（2）（1）でソ，タ又はチに○をした場合，生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）	（3）（1）でツに○をした場合，市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）	（4）（1）でトと回答した場合，その他の基準の内容	（5）補足事項	令和６年度
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村税の非課税	ウ．市区町村税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	ツ．市区町村税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および目安額を（5）に記入してください。）	テ．離職や病気等の理由によって家計が急変した者	ト．その他	係数（倍率） 倍	係数（倍率） 倍			
61	61	42	38	29	24	24	38	15	9	15	16	13	13	19	16	39	18	1	0	12	11	58	0	11	2	61
福岡県	大任町															○						1				0
福岡県	赤村															○						1				0
福岡県	福智町	○														○						1				0
福岡県	苅田町	○	○	○	○	○	○							○		○						1				0
福岡県	みやこ町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						2				0
福岡県	吉富町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1				0
福岡県	上毛町	○	○	○	○	○	○		○												○			遺族年金を受給 DVによる避難のため、児童扶養手当等の受給が不可		0
福岡県	築上町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						2				0
福岡県	北九州市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1				0

| 都道府県 | 市区町村名 | 5．令和７年度準要保護就学援助額 | | |

5．令和７年度準要保護就学援助額

1．小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

| 都道府県 | 市区町村名 | （１）費目毎の援助額 | | |

5．令和７年度準要保護就学援助額

1．小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（１）費目毎の援助額

都道府県	市区町村名	学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費									
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項
61	61	60	1	1	4	4	4	55	55	0	9	60	1	1	3	3	3	56	56	0	2	15	11	11	4	4	4	0	0	0	11
福岡県	みやま市	○						○	11,630			○						○	57,060			○			○	40,020	0				実績なし
福岡県	糸島市	○						○	11,630			○						○	57,060												
福岡県	都城川市	○						○	11,630			○						○	57,060												
福岡県	宇美町	○						○	11,640			○						○	51,110			○	○	0							（３）に記載
福岡県	篠栗町	○						○	11,630			○						○	57,060			○	○	4,063							
福岡県	志免町	○						○	10,470			○						○	51,350												
福岡県	須恵町	○						○	10,467			○						○	51,354												
福岡県	新宮町	○						○	15,000			○						○	57,060												
福岡県	久山町	○						○	11,630			○						○	57,060			○			○	40,020	0				実績なし
福岡県	粕屋町	○						○	11,630			○						○	57,060												
福岡県	芦屋町	○						○	11,630			○						○	57,060												
福岡県	水巻町	○						○	※		（３）に記載	○						○	64,300		全保護事業(補助)をこの事にしている	○	○	0							実績なし
福岡県	岡垣町	○						○	11,630			○						○	57,060												

都道府県	市区町村名	修学旅行費										卒業アルバム代等										オンライン学習通信費										（２）補足事項
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	
61	61	60	26	26	33	33	33	0	0	0	1	18	7	7	11	11	11	0	0	0	0	23	2	2	6	6	6	15	15	0	6	17
福岡県	みやま市	○			○	22,690	17,610															○						○	15,000			
福岡県	糸島市	○			○	22,690	21,594					○			○	11,000	7,092					○			○	14,000	13,122					
福岡県	都城川市	○			○	22,690	21,738					○	○	8,814																		
福岡県	宇美町	○	○	24,073																												遠学用品費は学用品費支給額に含まれています。（学用品・遠学用品費入費として支給）遠学費は定額支給となりますが、令和６年度の実績は０となります。
福岡県	篠栗町	○	○	22,690																		○						○	14,000			
福岡県	志免町	○			○	22,690	20,420																									
福岡県	須恵町	○	○	19,909																												
福岡県	新宮町	○																				○						○	15,000			
福岡県	久山町	○			○	22,690	22,690																									
福岡県	粕屋町	○	○	23,320																		○						○	15,000			
福岡県	芦屋町	○	○	27,266							同内3小学校の平均額											○						○	15,000		小学校3年生以上世帯毎に支給	
福岡県	水巻町	○	○	25,024																												学用品費（定額）：1年生（11,230円）、2～6年生（15,580円） 給食費：8月から公会計のため期間給付
福岡県	岡垣町	○			○	22,690	22,690															○						○	15,000			

| 都道府県 | 市区町村名 | 5．令和７年度準要保護就学援助額 | | |

5．令和７年度準要保護就学援助額

1．小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（1）費目毎の援助額

都道府県	市区町村名	学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費									
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項
61	61	60	1	1	4	4	4	55	55	0	9	60	1	1	3	3	3	56	56	0	2	15	11	11	4	4	4	0	0	0	11
福岡県	大任町	○						○	11,630			○						○	57,060												
福岡県	赤村	○	○	13,024								○	○	19,900																	
福岡県	福智町	○						○	※		【3）に記載	○						○	19,900												
福岡県	苅田町	○						○	11,630			○						○	57,060												
福岡県	みやこ町	○						○	11,630			○						○	57,060												
福岡県	吉富町	○			○	11,630	11,630					○			○	57,060	57,060														
福岡県	上毛町	○			○	11,630	10,261					○						○	57,060												
福岡県	築上町	○						○	11,630			○						○	57,060												
福岡県	広域セー（中小学校）																														

都道府県	市区町村名	修学旅行費										卒業アルバム代等										オンライン学習通信費										（2）補足事項
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	
61	61	60	26	26	33	33	33	0	0	0	1	18	7	7	11	11	11	0	0	0	0	23	2	2	6	6	6	15	15	0	6	17
福岡県	大任町	○	○	21,442								○	○	8,115																		
福岡県	赤村	○	○	24,593																												
福岡県	福智町	○	○	23,698																												学用品費は1年生は11,410円、2～6年生は14,730円 給食費は食材費のみ支給者については支援なし
福岡県	苅田町	○	○	25,189								○			○	11,000	8,084															
福岡県	みやこ町	○	○	20,000								○			○	11,000	11,000					○						○	15,000			
福岡県	吉富町	○			○	22,690	22,690					○			○	11,000	9,300					○			○	15,000	12,696					
福岡県	上毛町	○	○	21,881								○	○	8,740								○	○	3,611								
福岡県	築上町	○	○	25,509								○			○	11,000	8,875					○			○	15,000	14,533					
福岡県	広域セー（中小学校）																															

2．中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

| 都道府県 | 市区町村名 | （1）費目毎の援助額 | | |

2．中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

| 都道府県 | 市区町村名 | （1）費目毎の援助額 | | |

2．中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

| 都道府県 | 市区町村名 | （1）費目毎の援助額 学用品費 費目の設定の有無 | 学用品費 実費・現物支給 | 学用品費 支給平均額 | 学用品費 上限額 | 学用品費 上限の金額 | 学用品費 支給平均額 | 学用品費 一定額 | 学用品費 令和７年度単価 | 学用品費 その他 | 学用品費 補足事項 | 新入学児童生徒学用品費等 費目の設定の有無 | 新入学児童生徒学用品費等 実費・現物支給 | 新入学児童生徒学用品費等 支給平均額 | 新入学児童生徒学用品費等 上限額 | 新入学児童生徒学用品費等 上限の金額 | 新入学児童生徒学用品費等 支給平均額 | 新入学児童生徒学用品費等 一定額 | 新入学児童生徒学用品費等 令和７年度単価 | 新入学児童生徒学用品費等 その他 | 新入学児童生徒学用品費等 補足事項 | 通学費 費目の設定の有無 | 通学費 実費・現物支給 | 通学費 支給平均額 | 通学費 上限額 | 通学費 上限の金額 | 通学費 支給平均額 | 通学費 一定額 | 通学費 令和７年度単価 | 通学費 その他 | 通学費 補足事項 | 修学旅行費 費目の設定の有無 | 修学旅行費 実費・現物支給 | 修学旅行費 支給平均額 | 修学旅行費 上限額 | 修学旅行費 上限の金額 | 修学旅行費 支給平均額 | 修学旅行費 一定額 | 修学旅行費 令和７年度単価 | 修学旅行費 その他 | 修学旅行費 補足事項 | 卒業アルバム代等 費目の設定の有無 | 卒業アルバム代等 実費・現物支給 | 卒業アルバム代等 支給平均額 | 卒業アルバム代等 上限額 | 卒業アルバム代等 上限の金額 | 卒業アルバム代等 支給平均額 | 卒業アルバム代等 一定額 | 卒業アルバム代等 令和７年度単価 | 卒業アルバム代等 その他 | 卒業アルバム代等 補足事項 | オンライン学習通信費 費目の設定の有無 | オンライン学習通信費 実費・現物支給 | オンライン学習通信費 支給平均額 | オンライン学習通信費 上限額 | オンライン学習通信費 上限の金額 | オンライン学習通信費 支給平均額 | オンライン学習通信費 一定額 | オンライン学習通信費 令和７年度単価 | オンライン学習通信費 その他 | オンライン学習通信費 補足事項 | （2）補足事項 |
|---|---|---

2．中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

| 都道府県 | 市区町村名 | （1）費目毎の援助額 | | |

2．中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

| 都道府県 | 市区町村名 | （1）費目毎の援助額 | | |

都道府県	市区町村名	6．その他 就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
61	61	6
福岡県	北九州市	
福岡県	福岡市	令和４年度から、学校や教育委員会の窓口での申請受付のほ、オンラインでの申請受付だけを行っています。
福岡県	大牟田市	
福岡県	久留米市	
福岡県	直方市	物価高騰等の影響を考慮し、令和7年度より修学旅行費の支給上限額を引き上げた（小・中学校ともプラス5,000円） 令和6年度支給上限額　小：22,490円、中：65,910円
福岡県	飯塚市	
福岡県	田川市	現在、支給を行っていない費目についても今後の制度運用や他自治体の取組等を参考としながら、必要に応じて支給内容の充実について検討したい。
福岡県	柳川市	
福岡県	八女市	
福岡県	筑後市	
福岡県	大川市	
福岡県	行橋市	
福岡県	豊前市	

都道府県	市区町村名	6．その他 就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
61	61	6
福岡県	中間市	
福岡県	小郡市	
福岡県	筑紫野市	
福岡県	春日市	
福岡県	大野城市	
福岡県	宗像市	通常は前年の所得で審査をしているが、家計の急変があった世帯は、変化があった時期からの所得で審査を行っている。
福岡県	太宰府市	
福岡県	古賀市	
福岡県	福津市	
福岡県	うきは市	
福岡県	宮若市	
福岡県	嘉麻市	
福岡県	朝倉市	

都道府県	市区町村名	6．その他 就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
61	61	6
福岡県	みやま市	
福岡県	糸島市	
福岡県	那珂川市	
福岡県	宇美町	
福岡県	篠栗町	
福岡県	志免町	
福岡県	須恵町	
福岡県	新宮町	
福岡県	久山町	
福岡県	粕屋町	
福岡県	芦屋町	
福岡県	水巻町	
福岡県	岡垣町	令和４年度より物価上昇等の理由から前から小学校給食費を一部補助していたが、令和６年度より一部的に教育に係る費用が増大するといわれている中学生を持つ世帯への経済的支援として、中学校給食費の半額補助を行っている。小学校は一部負担を継続している。

都道府県	市区町村名	6．その他 就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
61	61	6
福岡県	遠賀町	
福岡県	小竹町	
福岡県	鞍手町	
福岡県	桂川町	
福岡県	筑前町	
福岡県	東峰村	
福岡県	大刀洗町	
福岡県	大木町	
福岡県	広川町	
福岡県	香春町	
福岡県	添田町	特になし
福岡県	糸田町	
福岡県	川崎町	

都道府県	市区町村名	6．その他 就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
61	61	6
福岡県	大任町	
福岡県	赤村	
福岡県	福智町	
福岡県	苅田町	
福岡県	みやこ町	
福岡県	吉富町	
福岡県	上毛町	
福岡県	築上町	
福岡県	北九州市一円（小倉北区）	